

議案第 79 号

市川市一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 17 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市川市一般職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市一般職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

市川市一般職の職員の給与に関する条例

第 1 条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に、「一般職」を「、一般職」に、「関する事項を定めることを目的」を「関し必要な事項を定めるもの」に改める。

第 3 条第 2 項を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(標準職務)

第 3 条の 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（別表第 6）に定めるとおりとする。

2 前項に規定するもののほか、等級別基準職務表に定める職務とその複雑、

困難及び責任の度が同程度の職務についての職務の級は、規則で定める。

第4条第8項及び第10項中「前条」を「前2条」に改める。

第12条第2項中「別表第6」を「別表第7」に改める。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下この項及び次条第1項において同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇に係る日につき、給料の半額を減ずる。

第13条第3項から第8項までを削る。

第13条の2を第13条の3とし、第13条の次に次の1条を加える。

（休職者の給与）

- 第13条の2 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及

び住居手当のそれぞれ１００分の６０以内を支給することができる。

５ 第２項又は第３項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第２４条第１項に規定する基準日前１箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第１６条第１号に該当して同法第２８条第４項の規定により失職し、又は死亡したときは、第２４条第１項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。

６ 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第２４条の２及び第２４条の２の２の規定を準用する。この場合において、第２４条の２中「前条第１項」とあるのは、「第１３条の２第５項」と読み替えるものとする。

第２４条第１項中「第１３条第７項」を「第１３条の２第５項」に、「もの」を「者」に改める。

第２４条の２の２第４項中「行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第１４条又は第４５条」を「行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１８条第１項本文」に改める。

第２４条の２の３第１項中「もの」を「者」に改め、同条第３項第１号中「１００分の７５」を「１００分の８５」に改め、同項第２号中「１００分の３５」を「１００分の４０」に改める。

第２４条の３第２項中「別表第７」を「別表第８」に改める。

第２５条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「市長が別にこれを」を「、市長が別に」に改める。

附則第３項第５号中「第１３条第３項から第７項まで」を「第１３条の２第１項から第５項まで」に改め、同号ア中「第１３条第３項」を「第１３条の２第１項」に改め、同号イ中「第１３条第４項又は第５項」を「第１３条の２第２項又は第３項」に改め、同号ウ中「第１３条第６項」を「第１３条の２第４項」に改め、同号エ中「第１３条第７項」を「第１３条の２第５項」に改める。

附則第6項中「100分の1.125」を「100分の1.275」に、
「100分の75」を「100分の85」に改める。

別表第1から別表第5までを別紙のように改める。

別表第7を別表第8とする。

別表第6災害応急作業等手当の項中「又は」を「若しくは」に改め、「職員」の次に「又は市長が指定する現場において訓練としてこれらの作業に従事した職員」を加え、同表を別表第7とする。

別表第5の次に別紙の1表を加える。

第2条 市川市一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条の2の3第3項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第6項中「100分の1.275」を「100分の1.2」に、
「100分の85」を「100分の80」に改める。

別表第1備考中「第3条第1項第2号」を「第3条第2号」に改める。

(市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則別表第3」を「技能労務職経過措置給料表（附則別表第3）」に改める。

附則別表第3を別紙のように改める。

(市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第4条 市川市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	371,000円

2	4 1 9 , 0 0 0
3	4 7 1 , 0 0 0
4	5 3 2 , 0 0 0
5	6 0 7 , 0 0 0
6	7 0 9 , 0 0 0
7	8 2 9 , 0 0 0

第 8 条の見出し及び同条第 1 項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条第 2 項中「1 0 0 分の 1 5 5」を「1 0 0 分の 1 5 7. 5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中市川市一般職員の給与に関する条例第 2 4 条の 2 の 3 第 3 項の改正規定、同条例附則第 6 項の改正規定及び同条例別表第 1 から別表第 5 までの改正規定並びに第 3 条の規定並びに次項から附則第 1 6 項まで及び附則第 2 5 項の規定、附則第 3 2 項中市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成 2 3 年条例第 1 号。以下「議員報酬等条例」という。）第 5 条第 1 項の改正規定、附則第 3 4 項中市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年条例第 2 6 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条第 2 項の改正規定並びに附則第 3 7 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに第 2 条及び第 4 条の規定並びに附則第 2 3 項、第 2 4 項及び第 2 6 項から第 3 1 項までの規定、附則第 3 2 項の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）、附則第 3 3 項の規定、附則第 3 4 項の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第 3 5 項及び第 3 6 項の規定並びに附則別表の規定 平成 2 8 年 4 月 1 日

(3) 附則第 17 項から第 22 項までの規定 平成 30 年 4 月 1 日

- 2 前項第 1 号に掲げる規定による改正後の市川市一般職員の給与に関する条例（以下「第 1 号改正後給与条例」という。）別表第 1、別表第 4 及び別表第 5 の規定（次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる号給に限る。）並びに第 1 号改正後給与条例別表第 3 の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

給料表	職務の級	号給
第 1 号改正後給与条例別表第 1	1 級	1 号給から最高の号給まで
	2 級	1 号給から 12 号給まで
第 1 号改正後給与条例別表第 4	1 級	1 号給から最高の号給まで
	2 級	1 号給から 20 号給まで
	3 級	1 号給から 4 号給まで
第 1 号改正後給与条例別表第 5	1 級	1 号給から 44 号給まで
	2 級	1 号給から 28 号給まで
	3 級	1 号給から 4 号給まで

- 3 第 1 号改正後給与条例第 24 条の 2 の 3 第 3 項及び附則第 6 項の規定並びに附則第 1 項第 1 号に掲げる規定による改正後の議員報酬等条例第 5 条第 1 項の規定及び同号に掲げる規定による改正後の特別職給与等条例第 3 条第 2 項の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
- 4 第 1 号改正後給与条例別表第 1、別表第 4 及び別表第 5 の規定（附則第 2 項の表に掲げる号給を除く。）、第 1 号改正後給与条例別表第 2 の規定並びに第 3 条の規定による改正後の市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（以下「改正後平成 26 年第 20 号条例」という。）附則別表第 3 の規定並びに附則第 6 項から第 16 項までの規定及び附則第 37 項の規定による改正後の市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成 27 年条例第 59 号）附則第 3 項第 1 号の規定は、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

(給与等の内払)

- 5 第1号改正後給与条例の規定及び改正後平成26年第20号条例の規定並びに附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の議員報酬等条例の規定及び同号に掲げる規定による改正後の特別職給与等条例の規定を適用する場合においては、同号に掲げる規定による改正前の市川市一般職員の給与に関する条例の規定並びに第3条の規定による改正前の市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第4項及び附則別表第3の規定に基づいて支給された給与(市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第58号。以下「平成27年条例」という。)附則第3項から第5項まで及び附則第8項から第11項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)並びに同号に掲げる規定による改正前の議員報酬等条例の規定に基づいて支給された期末手当及び同号に掲げる規定による改正前の特別職給与等条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1号改正後給与条例の規定並びに改正後平成26年第20号条例附則第4項及び附則別表第3の規定による給与(次項から附則第8項まで及び附則第11項から第14項までの規定による給料を含む。)並びに同号に掲げる規定による改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当及び同号に掲げる規定による改正後の特別職給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日における給料の切替えに伴う経過措置)

- 6 平成27年条例附則第3項の規定にかかわらず、平成28年1月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(附則第2項及び第11項又は第12項の規定の適用を受ける職員を除く。)で、その者の受ける第1号改正後給与条例別表第1から別表第5までの給料表による給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(第1号改正後給与条例附則第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額。附則第11項にお

いて同じ。)を給料として支給する。

- 7 平成27年条例附則第4項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第2項、前項及び附則第13項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成30年3月31日までの間、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 平成27年条例附則第5項の規定にかかわらず、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成30年3月31日までの間、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 前3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第1号改正後給与条例第7条の2第2項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号。以下「平成28年条例」という。）附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
 - (2) 第1号改正後給与条例第23条の3第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成28年条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
 - (3) 第1号改正後給与条例附則第3項第2号の規定の適用については、同号中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と平成28年条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額」とする。
 - (4) 第1号改正後給与条例附則第3項第3号及び第4号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額及び」とあるのは、「給料月額と平成28年条例附則第6項から第8項までの規定による給料の額との合計額及び」とする。

- 1 0 前項の規定の適用を受ける職員については、改正後平成 2 6 年第 2 0 号条例附則第 1 0 項、市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 2 6 年条例第 4 0 号。以下「平成 2 6 年第 4 0 号条例」という。）附則第 1 2 項及び平成 2 7 年条例附則第 7 項の規定は、適用しない。

（給料の切替えに伴う改正後平成 2 6 年第 2 0 号条例附則第 7 項等の特例）

- 1 1 改正後平成 2 6 年第 2 0 号条例附則第 7 項、平成 2 6 年第 4 0 号条例附則第 7 項及び平成 2 7 年条例附則第 8 項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（同日において平成 2 6 年第 4 0 号条例附則第 7 項の規定の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける第 1 号改正後給与条例別表第 1 から別表第 5 まで（別表第 2 を除く。）の給料表による給料月額が平成 2 6 年第 4 0 号条例附則別表第 1 から附則別表第 5 まで（附則別表第 2 を除く。）の給料表を同日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給をもって適用するとした場合の給料月額（附則第 1 7 項において「平成 2 6 年第 4 0 号条例附則別表給料月額」という。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 2 改正後平成 2 6 年第 2 0 号条例附則第 7 項、平成 2 6 年第 4 0 号条例附則第 8 項及び平成 2 7 年条例附則第 9 項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（同日において平成 2 6 年第 4 0 号条例附則第 8 項の規定の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける改正後平成 2 6 年第 2 0 号条例附則別表第 3 の給料表による給料月額が平成 2 6 年第 4 0 号条例附則別表第 2 の給料表を同日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給をもって適用するとした場合の給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 1 3 改正後平成 2 6 年第 2 0 号条例附則第 8 項、平成 2 6 年第 4 0 号条例附

則第 9 項及び平成 27 年条例附則第 10 項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 2 項及び前 2 項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

14 改正後平成 26 年第 20 号条例附則第 9 項、平成 26 年第 40 号条例附則第 10 項及び平成 27 年条例附則第 11 項の規定にかかわらず、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 3 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成 30 年 3 月 31 日までの間、規則の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて、給料を支給する。

15 附則第 11 項から前項までの規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 1 号改正後給与条例第 7 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 号。以下「平成 28 年条例」という。）附則第 11 項から第 14 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(2) 第 1 号改正後給与条例第 23 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成 28 年条例附則第 11 項から第 14 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(3) 第 1 号改正後給与条例附則第 3 項第 2 号の規定の適用については、同号中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と平成 28 年条例附則第 11 項から第 14 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(4) 第 1 号改正後給与条例附則第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定の適用については、これらの規定中「給料月額及び」とあるのは、「給料月額と平成 28 年条例附則第 11 項から第 14 項までの規定による給料の額との合

計額及び」とする。

- 16 附則第10項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員について準用する。

(附則第11項から第14項までの規定により給料を支給される職員に係る平成30年4月1日以後の特例)

- 17 改正後平成26年第20号条例附則第7項、平成26年第40号条例附則第7項及び平成27年条例附則第14項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(次の各号に掲げる職員で附則第11項の規定の適用を受けていたものに限る。)で、その者の受ける附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の市川市一般職の職員の給与に関する条例(以下「第2号改正後給与条例」という。)別表第1から別表第5まで(別表第2を除く。)の給料表による給料月額が平成26年第40号条例附則別表給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 切替日の前日において平成27年条例附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の市川市一般職員の給与に関する条例(以下この項において「平成27年条例改正前給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が5級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の96.28
- (2) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が6級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の95.35
- (3) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が7級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の97.02
- (4) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第4の給料表

の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が3級又は4級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の98.05

(5) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第4の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が5級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の97.75

(6) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第5の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が2級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の98.05

(7) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第5の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が4級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の98.04

(8) 切替日の前日において平成27年条例改正前給与条例別表第5の給料表の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が5級であるもののうち最高の号給を受けていたもの 100分の97.53

18 改正後平成26年第20号条例附則第7項、平成26年第40号条例附則第8項及び平成27年条例附則第15項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（同日において平成27年条例第3条の規定による改正前の市川市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則別表第3の給料表の規定の適用を受けていた職員でその者の属する職務の級が5級であるもののうち最高の号給を受けていたものであり、かつ、附則第12項の規定の適用を受けていた職員に限る。）で、その者の受ける改正後平成26年第20号条例附則別表第3の給料表による給料月額が平成26年第40号条例附則別表第2の給料表による給料月額に100分の97.03を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

19 改正後平成26年第20号条例附則第8項、平成26年第40号条例附

則第 9 項及び平成 27 年条例附則第 16 項の規定にかかわらず、切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 2 項及び前 2 項の規定の適用を受ける職員を除く。）について、前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

20 改正後平成 26 年第 20 号条例附則第 9 項、平成 26 年第 40 号条例附則第 10 項及び平成 27 年条例附則第 17 項の規定にかかわらず、切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 3 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前 3 項の規定に準じて、給料を支給する。

21 附則第 17 項から前項までの規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第 2 号改正後給与条例第 7 条の 2 第 2 項の規定の適用については、同項中「調整前における給料月額」とあるのは、「調整前における給料月額と市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年条例第 号。以下「平成 28 年条例」という。）附則第 17 項から第 20 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(2) 第 2 号改正後給与条例第 23 条の 3 第 2 項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と平成 28 年条例附則第 17 項から第 20 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

22 附則第 10 項の規定は、前項の規定の適用を受ける職員について準用する。

（改正後平成 26 年第 20 号条例附則別表第 3 の給料表の適用を受ける職員の標準職務）

23 第 2 号改正後給与条例第 3 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、改正後平成 26 年第 20 号条例附則別表第 3 の給料表の適用を受ける職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを当該給料表に定める職務の級

に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、等級別基準職務表（附則別表）に定めるとおりとする。

（病気休暇による給料の半減に係る経過措置）

- 24 平成28年4月1日の前日から引き続き結核性疾患による第2号改正後給与条例第13条第2項に規定する病気休暇により勤務しない職員に対する同項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは、「1年」とする。

（委任）

- 25 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（市川市職員の分限に関する条例の一部改正）

- 26 市川市職員の分限に関する条例（昭和26年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

（市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

- 27 市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和55年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

- 28 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同条中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に、「第3項」を「第13条の2第1項」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

29 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(平成5年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に、「第3項」を「第13条の2第1項」に改める。

(市川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

30 市川市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

(市川市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

31 市川市職員の修学部分休業に関する条例(平成24年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第8条並びに附則第2項の見出し及び同項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

(議員報酬等条例の一部改正)

32 議員報酬等条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に、「一般職員」を「一般職の職員」に改め、同条第3項中「一般職員」を「一般職の職員」に改める。

第4条第3項中「一般職員」を「一般職の職員」に改める。

第5条第1項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、同条第2項中「、一般職員」を「、一般職の職員」に、「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

33 議員報酬等条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(特別職給与等条例の一部改正)

3 4 特別職給与等条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改め、同条第3項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に、「一般職員」を「一般職の職員」に改める。

第4条第4項及び第5項並びに第7条中「一般職員」を「一般職の職員」に改める。

3 5 特別職給与等条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の197.5」を「100分の202.5」に、「100分の222.5」を「100分の217.5」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

3 6 市川市職員退職手当支給条例（昭和27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第2項中「市川市一般職員の給与に関する条例」を「市川市一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

(市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 7 市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第59号）」を「市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）」に改める。

附則第5項を次のように改める。

(平成30年4月1日以後の退職手当の額の特例)

5 市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第17項から第20項までの規定の適用を受ける職員に関する新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「する条例」とあるのは、「する条例（市川市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年条例第 号）附則第17項から第20項までの規定を除く。）」とする。

附則別表（附則第 2 3 項関係）

技能労務職経過措置給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
3 級	主任又は業務主任の職務
4 級	主査又は業務主査の職務
5 級	困難な業務を行う主査又は業務主査の職務

別表第1（第3条関係）
一般給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200
	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900
	23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400
	24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900
	25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000
	26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100
	27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300
	28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500
	29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500
	30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400
	31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300
	32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200
	33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000
	34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900
	35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600
	36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100
	37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800
	38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400
	39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200
	40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800
	41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300
	42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400	527,200
	43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800	528,100
	44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100	529,000
	45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400	529,800
	46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	468,100	530,700
	47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	468,900	531,600
	48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	469,700	532,500
	49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	470,500	533,400
	50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	471,100	534,200

再任用職員以外の職員

51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	471,900	535,100
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	472,700	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	473,500	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	474,200	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	475,000	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	475,700	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	476,500	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	477,200	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	478,000	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	478,800	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	479,500	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,500	480,200	
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200	445,300	481,000	
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500	446,000	481,800	
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800	446,600	482,600	
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100	447,400	483,200	
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400	448,200	484,000	
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700	448,900	484,800	
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900	449,500	485,600	
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200	450,300	486,300	
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500	451,100	487,000	
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800	451,900	487,800	
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000	452,400	488,600	
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300	453,200	489,300	
75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600	454,000		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800	454,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000	455,400		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300	456,100		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600	456,900		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800	457,700		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000	458,300		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300	459,000		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600	459,800		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800	460,600		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000	461,200		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100	409,700	461,900		
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400	410,300			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600	411,000			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800	411,500			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100	412,200			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400	412,800			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600	413,500			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800	414,000			
94		293,600	341,400	380,400	392,500	414,600			
95		294,000	341,900	381,000	393,200	415,300			
96		294,400	342,300	381,600	393,800	416,000			
97		294,600	342,400	382,300	394,300	416,500			
98		294,900	342,900	382,800	395,000	417,100			
99		295,300	343,300	383,400	395,700				
100		295,700	343,600	384,000	396,300				
101		295,900	343,900	384,700	396,800				
102		296,200	344,300	385,300	397,500				
103		296,600	344,700	385,900	398,200				
104		296,900	345,100	386,500	398,800				
105		297,100	345,600	387,100	399,300				
106		297,400	346,000	387,700					
107		297,800	346,400	388,300					

	108		298,100	346,800	388,900					
	109		298,300	347,300	389,600					
	110		298,700	347,700	390,200					
	111		299,100	348,000	390,700					
	112		299,400	348,300	391,300					
	113		299,500	348,800	392,000					
	114		299,800							
	115		300,100							
	116		300,500							
	117		300,700							
	118		300,900							
	119		301,200							
	120		301,500							
	121		301,900							
	122		302,100							
	123		302,400							
	124		302,700							
	125		303,000							
再任用職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、第3条第1項第2号及び第4号アからウまでに掲げる給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第 2（第 3 条関係）
技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
	2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
	3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
	4	129,200	182,100	203,400	250,400	282,200
	5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
	6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
	7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
	8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
	9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
	10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
	11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
	12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
	13	137,900	194,000	216,200	260,800	298,000
	14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
	15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
	16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
	17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
	18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
	19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
	20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
	21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
	22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
	23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
	24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
	25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
	26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
	27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
	28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
	29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
	30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
	31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
	32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
	33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,100
	34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
	35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
	36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
	37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
	38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
	39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
	40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
	41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
	42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
	43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
	44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
	45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
	46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
	47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
	48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
	49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200
	50	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100

再任用職員以外の職員

51	190,800	233,900	262,300	297,700	345,000
52	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
53	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
54	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
55	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
56	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
57	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
58	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
59	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
60	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
61	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
62	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
63	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
64	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
65	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
66	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
67	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
68	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
69	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
70	208,300	251,300	281,300	310,100	357,800
71	208,600	251,900	282,100	310,600	358,400
72	209,200	252,400	282,800	311,100	359,000
73	209,700	252,600	283,600	311,400	359,300
74	210,300	253,000	284,300	311,900	359,900
75	210,900	253,500	285,100	312,400	360,500
76	211,700	254,000	285,900	312,800	361,100
77	211,900	254,600	286,500	313,000	361,500
78	212,600	255,000	287,000	313,300	362,100
79	213,200	255,500	287,500	313,600	362,600
80	213,800	256,000	287,900	313,900	363,200
81	214,500	256,300	288,300	314,200	363,600
82	215,100	256,600	288,700	314,500	364,200
83	215,700	256,900	289,200	314,800	364,800
84	216,400	257,200	289,700	315,100	365,400
85	217,100	257,400	290,100	315,300	365,800
86	217,700	257,600	290,700	315,700	366,300
87	218,300	257,900	291,300	316,000	366,900
88	219,000	258,200	291,900	316,200	367,500
89	219,500	258,400	292,200	316,400	367,900
90	220,100	258,600	292,700	316,700	368,500
91	220,700	259,000	293,200	317,000	369,000
92	221,300	259,200	293,600	317,300	369,600
93	221,700	259,500	294,000	317,500	370,000
94	222,200	259,900	294,500	317,800	370,600
95	222,700	260,200	295,000	318,100	371,200
96	223,200	260,500	295,500	318,300	371,800
97	223,800	260,700	295,800	318,500	372,200
98	224,300	261,000	296,200	318,800	372,700
99	224,800	261,200	296,700	319,100	373,300
100	225,300	261,500	297,200	319,300	373,900
101	225,900	261,800	297,600	319,500	374,300
102	226,400	262,000	298,000	319,900	374,900
103	227,000	262,300	298,300	320,300	
104	227,600	262,600	298,600	320,700	
105	228,000	262,800	298,900	321,000	
106	228,500	263,000	299,300	321,400	
107	229,000	263,300	299,700	321,800	

	108	229, 400	263, 500	300, 100	322, 200	
	109	229, 600	263, 800	300, 400	322, 400	
	110	230, 000	264, 100	300, 800	322, 800	
	111	230, 500	264, 400	301, 200	323, 200	
	112	231, 000	264, 600	301, 500	323, 600	
	113	231, 400	264, 800	301, 700	323, 900	
	114	231, 900	265, 100	302, 000	324, 300	
	115	232, 400	265, 300	302, 300	324, 700	
	116	232, 900	265, 500	302, 500	325, 100	
	117	233, 200	265, 800	302, 700	325, 400	
	118	233, 600	266, 100	303, 000	325, 800	
	119	234, 000	266, 400	303, 300	326, 100	
	120	234, 400	266, 700	303, 500	326, 500	
	121	234, 800	266, 800	303, 700	326, 800	
	122		267, 100	304, 000	327, 200	
	123		267, 400	304, 300	327, 600	
	124		267, 700	304, 500	328, 000	
	125		267, 800	304, 700	328, 300	
	126		268, 100	305, 000	328, 700	
	127		268, 400	305, 300	329, 100	
	128		268, 700	305, 500	329, 500	
	129		268, 800	305, 700		
	130		269, 100	306, 000		
	131		269, 400	306, 300		
	132		269, 700	306, 500		
	133		269, 800	306, 700		
	134		270, 100			
	135		270, 400			
	136		270, 700			
	137		270, 800			
再任用職員		192, 400	203, 500	222, 000	242, 800	273, 500

備考 この表は、技能労務職として規則で定める職員に適用する。

別表第3（第3条関係）
医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外		円	円	円	円
	1	243,300	328,600	394,300	470,100
	2	245,800	331,600	397,200	472,400
	3	248,300	334,500	400,100	474,600
	4	250,800	337,600	403,000	476,900
	5	253,100	340,300	405,700	479,200
	6	256,900	343,600	408,400	481,400
	7	260,700	346,800	411,200	483,600
	8	264,500	349,900	414,000	485,800
	9	268,100	352,900	416,600	487,800
	10	272,100	355,900	419,300	489,900
	11	276,100	359,000	422,000	492,000
	12	280,100	362,200	424,700	494,100
	13	283,900	365,300	427,200	496,200
	14	287,900	368,900	429,700	498,300
	15	291,800	372,300	432,100	500,400
	16	295,700	376,000	434,600	502,500
	17	299,500	379,600	436,800	504,600
	18	303,100	382,300	439,200	506,600
	19	306,600	385,100	441,600	508,600
	20	310,200	387,900	444,000	510,600
	21	313,800	390,800	446,000	512,400
	22	317,500	393,400	448,400	514,200
	23	321,000	396,000	450,800	516,100
	24	324,700	398,600	453,100	518,000
	25	328,200	400,900	455,300	519,700
	26	331,000	403,200	457,600	521,500
	27	333,700	405,500	459,800	523,300
	28	336,300	407,800	462,100	525,100
	29	339,100	410,200	464,300	527,000
	30	341,400	412,300	466,600	528,800
	31	343,600	414,300	468,900	530,600
	32	346,000	416,400	471,100	532,400
	33	348,400	418,500	473,100	534,000
	34	350,800	420,500	475,200	535,800
	35	353,100	422,500	477,300	537,500
	36	355,600	424,500	479,400	539,300
	37	358,000	426,600	481,500	540,900
	38	360,400	428,600	483,300	542,500
	39	362,800	430,600	485,100	543,900
	40	365,200	432,600	486,900	545,500
	41	367,500	434,600	488,600	547,000
	42	368,900	436,400	490,400	548,400
	43	370,400	438,100	492,200	549,800
	44	371,900	439,900	494,000	551,100
	45	373,400	441,800	495,600	552,300
	46	374,800	443,600	497,300	553,300
	47	376,300	445,400	499,100	554,300
	48	377,800	447,100	500,900	555,300
	49	379,100	448,900	502,500	556,300
	50	380,100	450,600	503,800	557,200
	51	381,100	452,400	505,100	558,100

の 職 員	52	382,100	454,200	506,400	559,000
	53	383,100	456,100	507,700	559,800
	54	384,000	457,300	509,000	560,700
	55	384,900	458,500	510,300	561,600
	56	385,800	459,700	511,600	562,500
	57	386,800	460,900	512,600	563,400
	58	387,700	461,900	513,400	564,300
	59	388,500	462,900	514,200	565,200
	60	389,300	463,900	515,000	565,900
	61	390,100	464,700	515,900	566,800
	62	390,600	465,400	516,700	567,700
	63	391,000	466,100	517,600	568,600
	64	391,500	466,800	518,400	569,500
	65	391,800	467,500	519,300	570,400
	66		468,200	520,200	
	67		468,900	520,900	
	68		469,600	521,800	
	69		470,100	522,700	
	70		470,800	523,500	
	71		471,500	524,400	
	72		472,200	525,300	
	73		472,600	526,100	
	74		473,200	527,000	
	75		473,900	527,900	
	76		474,600	528,600	
	77		475,000	529,400	
	78		475,600	530,300	
	79		476,200	531,200	
	80		476,700	532,100	
	81		477,300	532,900	
	82		477,800	533,800	
	83		478,300	534,700	
	84		478,800	535,600	
	85		479,200	536,400	
	86		479,800	537,300	
	87		480,200	538,200	
	88		480,700	539,100	
	89		481,200	539,900	
	90		481,800		
	91		482,400		
	92		482,800		
	93		483,300		
	94		483,900		
	95		484,500		
	96		485,100		
	97		485,600		
再任 用職 員		295,000	337,400	391,800	464,800

備考 この表は、医師及び歯科医師で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第3条関係）
医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	145,000	182,900	218,200	244,400	277,100
	2	146,400	184,500	219,800	245,800	279,100
	3	147,800	186,100	221,400	247,000	281,300
	4	149,200	187,700	223,000	248,400	283,500
	5	150,400	189,200	224,400	249,600	285,700
	6	152,200	190,800	226,000	250,800	287,800
	7	153,900	192,400	227,500	252,000	289,900
	8	155,600	193,900	229,100	253,300	292,100
	9	157,300	195,500	230,400	254,600	294,100
	10	159,000	197,200	231,900	255,600	296,300
	11	160,700	198,800	233,300	256,700	298,400
	12	162,500	200,500	234,600	257,700	300,600
	13	164,000	202,100	236,300	259,000	302,800
	14	165,900	203,700	237,700	260,600	304,800
	15	167,900	205,300	238,900	262,200	306,900
	16	169,800	206,900	240,300	263,700	308,900
	17	171,700	208,400	241,500	265,300	311,100
	18	173,600	210,000	242,700	267,100	313,100
	19	175,400	211,700	243,900	268,900	315,200
	20	177,300	213,400	245,200	270,800	317,300
	21	179,200	214,700	246,600	272,600	319,200
	22	180,700	216,200	247,600	274,400	321,200
	23	182,200	217,600	248,700	276,200	323,100
	24	183,700	219,100	249,800	278,000	325,100
	25	185,300	220,500	251,000	279,800	327,100
	26	186,800	221,900	252,500	281,700	329,000
	27	188,300	223,200	253,900	283,600	331,000
	28	189,700	224,500	255,400	285,400	333,000
	29	191,200	225,900	256,900	287,400	334,600
	30	192,500	227,300	258,600	289,300	336,400
	31	193,800	228,800	260,300	291,100	338,100
	32	195,100	230,200	262,000	293,000	339,900
	33	196,500	231,600	263,500	294,800	341,600
	34	197,900	232,900	265,300	296,500	343,400
	35	199,300	234,000	267,000	298,300	345,300
	36	200,700	235,300	268,800	300,100	347,100
	37	201,800	236,700	270,300	301,600	348,900
	38	203,100	238,000	272,000	303,300	350,600
	39	204,400	239,200	273,700	305,000	352,200
	40	205,700	240,500	275,400	306,600	353,900
	41	206,900	241,800	277,100	308,400	355,100
	42	208,100	243,100	278,700	310,100	356,200
	43	209,300	244,300	280,400	311,700	357,400
	44	210,500	245,400	282,100	313,400	358,600
	45	211,700	246,600	283,700	314,600	359,800
	46	212,800	248,000	285,400	316,000	360,600
	47	213,800	249,500	287,100	317,500	361,800
	48	214,900	251,000	288,700	319,100	362,900
	49	215,900	252,600	290,100	320,500	363,900
	50	216,900	254,000	291,700	321,800	364,900
	51	217,800	255,400	293,200	323,000	365,900

再任用職員以外の職員

52	218,800	256,800	294,800	324,300	366,900
53	219,500	257,900	296,200	325,400	367,700
54	220,400	259,300	297,700	326,400	368,500
55	221,200	260,700	299,100	327,500	369,400
56	222,200	262,100	300,600	328,500	370,300
57	222,900	263,100	301,900	329,000	370,800
58	223,800	264,400	303,100	329,900	371,600
59	224,600	265,700	304,300	330,700	372,400
60	225,400	267,000	305,700	331,600	373,200
61	226,300	268,000	307,000	332,400	373,600
62	227,200	269,200	308,200	332,700	374,300
63	228,100	270,500	309,500	333,300	375,000
64	229,200	271,800	310,700	334,000	375,700
65	229,900	272,800	312,100	334,600	376,100
66	230,700	273,900	312,900	335,300	376,700
67	231,500	275,000	313,700	336,000	377,400
68	232,400	276,100	314,500	336,700	378,000
69	233,100	277,200	315,100	337,400	378,400
70	233,800	278,200	315,800	337,900	378,900
71	234,500	279,300	316,500	338,500	379,400
72	235,200	280,400	317,100	339,100	379,900
73	235,900	281,300	317,800	339,400	380,500
74	236,700	282,000	318,000	340,000	381,000
75	237,500	282,500	318,600	340,500	381,600
76	238,300	283,300	319,200	341,100	382,200
77	238,900	284,100	319,800	341,600	382,700
78	239,500	284,700	320,300	342,100	383,200
79	240,100	285,300	320,800	342,600	383,700
80	240,700	285,900	321,300	343,000	384,200
81	241,100	286,600	321,900	343,300	384,500
82	241,500	287,100	322,400	343,600	385,000
83	241,900	287,500	322,800	344,000	385,400
84	242,300	287,900	323,300	344,300	385,800
85	242,700	288,100	323,800	344,800	386,200
86		288,300	324,200	345,100	386,800
87		288,500	324,400	345,400	387,400
88		288,700	324,800	345,700	388,000
89		289,100	325,200	346,100	388,700
90		289,300	325,600	346,400	389,300
91		289,500	326,000	346,800	389,900
92		289,700	326,400	347,100	390,400
93		290,100	326,700	347,500	391,100
94		290,300	326,900	347,800	391,700
95		290,500	327,300	348,100	392,300
96		290,800	327,600	348,400	392,900
97		291,200	327,800	348,700	393,600
98		291,500	328,100	349,100	394,200
99		291,700	328,400	349,500	394,700
100		292,000	328,700	349,900	
101		292,300	328,900	350,400	
102		292,500	329,200	350,800	
103		292,700	329,600	351,200	
104		293,000	329,800	351,600	
105		293,300	329,900	352,100	
106			330,200	352,500	
107			330,600	352,900	

	108			330,800	353,300	
	109			331,000	353,800	
	110			331,400	354,200	
	111			331,800	354,600	
	112			332,200	355,000	
	113			332,400	355,500	
	114			332,800	355,900	
	115			333,200	356,300	
	116			333,600	356,600	
	117			333,800	357,100	
	118			334,200	357,500	
	119			334,600	357,900	
	120			335,000	358,300	
	121			335,200	358,800	
	122			335,600	359,200	
	123			336,000	359,600	
	124			336,300	360,000	
	125			336,500	360,500	
	126			336,900	360,900	
	127			337,300	361,300	
	128			337,700	361,600	
	129			337,900	362,100	
	130			338,300	362,500	
	131			338,700	362,900	
	132			339,100		
	133			339,300		
	134			339,700		
	135			340,100		
	136			340,500		
	137			340,700		
	138			341,100		
	139			341,400		
	140			341,800		
	141			342,000		
	142			342,400		
	143			342,800		
再任用職員		187,500	214,100	242,300	255,700	280,900

備考 この表は、病院又は介護老人保健施設に勤務する薬剤師、理学療法士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第3条関係）
医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	158,400	185,900	234,300	257,300	283,000
	2	159,800	188,000	236,100	258,300	284,800
	3	161,300	190,100	237,900	259,200	286,700
	4	162,700	192,100	239,700	260,300	288,700
	5	164,200	194,200	241,100	261,200	290,500
	6	165,700	196,500	242,400	262,200	292,300
	7	167,200	198,800	243,600	263,000	294,200
	8	168,700	201,100	244,900	264,100	296,100
	9	170,000	203,500	246,000	265,200	298,000
	10	171,700	204,900	247,100	266,000	299,900
	11	173,300	206,300	248,000	267,200	301,700
	12	174,900	207,700	249,000	268,400	303,600
	13	176,400	209,100	250,300	269,700	305,300
	14	178,400	210,600	251,400	271,100	307,000
	15	180,400	212,100	252,200	272,300	308,800
	16	182,400	213,300	253,200	273,800	310,600
	17	184,600	214,700	254,100	275,200	312,500
	18	186,700	216,200	255,000	276,600	314,100
	19	188,800	217,700	256,000	277,900	315,800
	20	190,900	219,200	257,000	279,400	317,500
	21	193,000	220,600	257,900	281,000	319,000
	22	195,200	222,300	258,900	282,600	320,500
	23	197,400	224,000	259,900	284,100	322,100
	24	199,600	225,700	260,900	285,600	323,600
	25	201,600	227,100	262,100	286,900	325,300
	26	202,900	228,800	263,500	288,700	326,700
	27	204,200	230,500	264,700	290,500	328,200
	28	205,500	232,200	266,100	292,200	329,800
	29	206,700	233,800	267,400	293,800	331,200
	30	207,900	235,200	268,900	295,500	332,700
	31	209,200	236,500	270,500	297,100	334,100
	32	210,400	237,700	272,000	298,800	335,600
	33	211,700	239,000	273,600	300,300	337,200
	34	213,000	240,100	275,100	301,800	338,700
	35	214,300	241,000	276,400	303,400	340,300
	36	215,600	242,100	277,800	305,000	341,800
	37	217,000	243,200	279,400	306,500	343,500
	38	218,400	244,300	280,800	307,900	345,100
	39	219,800	245,200	282,300	309,500	346,600
	40	221,200	246,300	283,700	311,100	348,200
	41	222,200	247,100	285,300	312,700	349,400
	42	223,600	248,000	286,900	314,100	350,900
	43	225,000	248,900	288,400	315,500	352,400
	44	226,400	249,900	290,000	317,000	353,800
	45	227,600	250,800	291,400	318,100	355,400
	46	229,000	251,800	292,800	319,500	356,400
	47	230,300	252,800	294,300	320,900	357,900
	48	231,600	253,800	295,800	322,400	359,200
	49	232,700	254,800	297,100	323,500	360,600
	50	233,800	256,000	298,400	324,900	362,000
	51	234,800	257,200	299,800	326,200	363,300

再任用職員以外の職員

52	235,900	258,500	301,200	327,500	364,700
53	237,000	259,700	302,700	328,900	366,200
54	238,100	261,200	304,000	330,300	367,400
55	239,100	262,600	305,400	331,700	368,500
56	240,100	264,100	306,800	333,000	369,700
57	241,100	265,700	307,900	333,900	370,800
58	242,100	267,300	309,100	335,200	371,700
59	242,900	268,800	310,300	336,400	372,700
60	243,900	270,400	311,700	337,700	373,700
61	244,900	271,800	312,800	338,800	374,300
62	245,900	273,300	314,100	339,700	375,100
63	246,800	274,800	315,400	340,900	375,900
64	247,800	276,200	316,600	342,200	376,700
65	248,700	277,800	317,900	343,300	377,400
66	249,700	279,300	319,200	344,500	378,100
67	250,800	280,800	320,500	345,700	378,900
68	251,800	282,300	321,800	346,800	379,600
69	252,700	283,500	322,500	347,800	380,200
70	253,800	285,000	323,600	348,800	380,800
71	255,000	286,500	324,700	349,900	381,500
72	256,200	287,900	325,600	351,000	382,100
73	257,600	289,100	326,900	351,800	382,800
74	258,900	290,500	327,600	352,900	383,300
75	260,200	291,900	328,700	354,000	383,900
76	261,500	293,200	329,900	355,100	384,400
77	262,500	294,700	331,000	355,800	384,800
78	263,600	296,000	332,200	356,600	385,400
79	264,900	297,200	333,300	357,400	385,900
80	266,200	298,500	334,500	358,100	386,200
81	267,300	299,300	335,600	358,700	386,500
82	268,300	300,500	336,700	359,200	387,000
83	269,400	301,600	337,700	359,800	387,400
84	270,500	302,800	338,800	360,300	387,700
85	271,400	303,900	339,700	360,900	388,000
86	272,300	305,100	340,700	361,400	388,500
87	273,400	306,300	341,600	362,000	389,000
88	274,500	307,400	342,600	362,500	389,400
89	275,500	308,700	343,600	362,900	389,700
90	276,400	309,900	344,400	363,300	390,100
91	277,400	311,100	345,200	363,900	390,600
92	278,400	312,300	346,000	364,400	391,000
93	279,400	313,100	346,600	364,700	391,400
94	280,400	313,800	347,200	365,200	391,900
95	281,300	314,500	347,900	365,600	392,500
96	282,300	315,100	348,500	365,900	393,100
97	283,200	315,800	348,900	366,500	393,600
98	284,000	316,100	349,300	367,000	394,100
99	284,600	316,700	349,800	367,500	394,600
100	285,500	317,400	350,200	368,000	395,200
101	286,300	317,800	350,700	368,600	395,700
102	287,100	318,400	351,100	369,100	396,200
103	287,900	319,000	351,600	369,600	396,800
104	288,700	319,600	352,000	370,000	
105	289,400	320,000	352,300	370,600	
106	289,900	320,500	352,800	371,100	
107	290,400	321,000	353,200	371,600	
108	290,900	321,500	353,500	372,100	

109	291, 100	321, 900	354, 000	372, 700	
110	291, 400	322, 300	354, 500	373, 100	
111	291, 600	322, 600	355, 000	373, 600	
112	292, 000	322, 900	355, 500	374, 100	
113	292, 300	323, 300	356, 000	374, 700	
114	292, 500	323, 700	356, 500	375, 200	
115	292, 900	324, 100	357, 000	375, 700	
116	293, 200	324, 400	357, 400	376, 200	
117	293, 500	324, 600	357, 800	376, 800	
118	293, 800	324, 900	358, 200	377, 300	
119	294, 100	325, 300	358, 700	377, 800	
120	294, 500	325, 500	359, 200	378, 300	
121	294, 800	325, 700	359, 600	378, 900	
122	295, 200	326, 000	360, 100	379, 300	
123	295, 500	326, 300	360, 600	379, 800	
124	295, 900	326, 600	361, 100	380, 300	
125	296, 100	326, 800	361, 400	380, 900	
126	296, 300	327, 100	361, 900	381, 400	
127	296, 600	327, 500	362, 400	381, 900	
128	297, 000	327, 700	362, 900	382, 400	
129	297, 200	327, 800	363, 300	383, 000	
130	297, 500	328, 100	363, 800	383, 500	
131	297, 900	328, 500	364, 300	384, 000	
132	298, 300	328, 700	364, 800		
133	298, 500	329, 000	365, 200		
134	298, 800	329, 400	365, 600		
135	299, 200	329, 800	366, 100		
136	299, 500	330, 200	366, 600		
137	299, 700	330, 500	367, 000		
138	300, 000	330, 900	367, 500		
139	300, 400	331, 300	368, 000		
140	300, 700	331, 700	368, 500		
141	300, 900	332, 000	368, 900		
142	301, 300	332, 400	369, 400		
143	301, 700	332, 700	369, 900		
144	302, 000	333, 100			
145	302, 100	333, 400			
146	302, 400	333, 800			
147	302, 700	334, 200			
148	303, 100	334, 600			
149	303, 300	334, 900			
150	303, 500	335, 300			
151	303, 800	335, 700			
152	304, 100	336, 100			
153	304, 500	336, 400			
154	304, 700				
155	304, 900				
156	305, 200				
157	305, 500				
158	305, 800				
159	306, 100				
160	306, 400				
161	306, 800				
162	307, 100				
163	307, 400				
164	307, 700				
165	308, 100				

	166	308,400				
	167	308,700				
	168	309,000				
	169	309,400				
再任用職員		233,900	254,200	261,400	271,600	287,900

備考 この表は、病院又は介護老人保健施設に勤務する看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第 6 （第 3 条の 2 関係）

ア 一般給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	主事又は技師の職務
2 級	主任主事又は主任技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	副主幹の職務
6 級	主幹の職務
7 級	課長の職務
8 級	次長の職務
9 級	部長の職務

イ 技能労務職給料表 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技師補又は業務補の職務
2 級	技師又は業務員の職務
3 級	主任又は業務主任の職務
4 級	主査又は業務主査の職務
5 級	困難な業務を行う主査又は業務主査の職務

ウ 医療職給料表（一） 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	主査の職務
3 級	主幹の職務
4 級	参事又は技監の職務

エ 医療職給料表（二） 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	困難な業務を行う技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	主幹の職務

オ 医療職給料表（三） 等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	技師の職務
2 級	困難な業務を行う技師の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	主幹の職務

附則別表第3（附則第4項関係）
技能労務職経過措置給料表

職務の級 号給	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
	円	円	円
25	230,600	273,700	316,400
26	231,900	274,800	317,900
27	233,200	275,900	319,300
28	234,500	277,000	320,700
29	235,700	278,000	322,300
30	236,900	279,100	323,500
31	238,200	280,100	324,800
32	239,500	281,100	326,000
33	240,600	282,000	327,100
34	241,900	282,900	328,000
35	243,100	284,000	329,100
36	244,300	285,100	330,200
37	245,600	285,800	331,300
38	246,900	286,700	332,400
39	248,200	287,600	333,400
40	249,500	288,500	334,400
41	250,600	289,400	335,400
42	251,900	290,400	336,400
43	253,100	291,400	337,400
44	254,400	292,300	338,400
45	255,300	293,000	339,300
46	256,400	293,900	340,300
47	257,600	294,800	341,300
48	258,700	295,700	342,300
49	259,900	296,400	343,200
50	261,100	297,000	344,100
51	262,300	297,700	345,000
52	263,300	298,500	345,800
53	264,400	299,100	346,600
54	265,500	299,900	347,400
55	266,700	300,600	348,200
56	267,900	301,300	348,900
57	268,900	302,000	349,600
58	269,900	302,700	350,400
59	271,000	303,500	351,200
60	272,000	304,200	351,900
61	273,100	304,800	352,600
62	274,200	305,500	353,300
63	275,200	306,200	354,000
64	276,300	306,900	354,700
65	277,200	307,400	355,300
66	278,000	307,900	355,800
67	278,800	308,500	356,300
68	279,600	309,100	356,800
69	280,500	309,700	357,200
70	281,300	310,100	357,800
71	282,100	310,600	358,400
72	282,800	311,100	359,000
73	283,600	311,400	359,300
74	284,300	311,900	359,900

75	285,100	312,400	360,500
76	285,900	312,800	361,100
77	286,500	313,000	361,500
78	287,000	313,300	362,100
79	287,500	313,600	362,600
80	287,900	313,900	363,200
81	288,300	314,200	363,600
82	288,700	314,500	364,200
83	289,200	314,800	364,800
84	289,700	315,100	365,400
85	290,100	315,300	365,800
86	290,700	315,700	366,300
87	291,300	316,000	366,900
88	291,900	316,200	367,500
89	292,200	316,400	367,900
90	292,700	316,700	368,500
91	293,200	317,000	369,000
92	293,600	317,300	369,600
93	294,000	317,500	370,000
94	294,500	317,800	370,600
95	295,000	318,100	371,200
96	295,500	318,300	371,800
97	295,800	318,500	372,200
98	296,200	318,800	372,700
99	296,700	319,100	373,300
100	297,200	319,300	373,900
101	297,600	319,500	374,300
102	298,000	319,900	374,900
103	298,300	320,300	375,500
104	298,600	320,700	376,000
105	298,900	321,000	376,400
106	299,300	321,400	377,000
107	299,700	321,800	377,600
108	300,100	322,200	378,200
109	300,400	322,400	378,600
110	300,800	322,800	379,100
111	301,200	323,200	379,700
112	301,500	323,600	380,300
113	301,700	323,900	380,700
114	302,000	324,300	381,300
115	302,300	324,700	381,900
116	302,500	325,100	382,400
117	302,700	325,400	382,800
118	303,000	325,800	383,400
119	303,300	326,100	384,000
120	303,500	326,500	384,600
121	303,700	326,800	385,000
122	304,000	327,200	385,500
123	304,300	327,600	386,100
124	304,500	328,000	386,700
125	304,700	328,300	387,100
126	305,000	328,700	387,700
127	305,300	329,100	388,300
128	305,500	329,500	388,800
129	305,700	329,800	389,200
130	306,000	330,100	389,800
131	306,300	330,500	390,400

132	306,500	330,900	391,000
133	306,700	331,200	391,400
134	307,100	331,600	391,900
135	307,500	332,000	392,500
136	307,900	332,400	393,100
137	308,100	332,700	393,500
138	308,500	333,100	394,100
139	308,900	333,500	394,700
140	309,300	333,900	395,200
141	309,500	334,100	395,600
142	309,900	334,500	396,200
143	310,300	334,900	396,800
144	310,600	335,300	397,400
145	310,800	335,600	397,800
146	311,200	336,000	398,300
147	311,600	336,400	398,900
148	312,000	336,800	399,500
149	312,200	337,100	399,900
150	312,600	337,500	400,500
151	313,000	337,800	401,100
152	313,400	338,200	401,600
153	313,600	338,500	402,000
154	314,000	338,900	402,600
155	314,300	339,300	403,200
156	314,700	339,700	
157	314,900	340,000	
158	315,300	340,400	
159	315,700	340,800	
160	316,100	341,200	
161	316,300	341,500	
162	316,700	341,800	
163	317,100	342,200	
164	317,500	342,600	
165	317,700	342,900	
166	318,100	343,300	
167	318,400	343,700	
168	318,800	344,100	
169	319,000	344,400	
170	319,400	344,800	
171	319,800	345,200	
172	320,200	345,600	
173	320,400	345,800	
174	320,800	346,200	
175	321,200	346,600	
176	321,600	347,000	
177	321,800	347,300	
178	322,200	347,700	
179	322,500	348,100	
180	322,900	348,500	
181	323,100	348,800	
182	323,500	349,200	
183	323,900	349,600	
184	324,300	349,900	
185	324,500	350,200	
186	324,900	350,600	
187	325,300	351,000	
188	325,700	351,400	

189	325,900	351,700	
190	326,200	352,100	
191	326,600	352,500	
192	327,000	352,900	
193	327,200	353,200	
194	327,600	353,500	
195	328,000	353,900	
196	328,400	354,300	
197	328,600	354,600	
198	329,000	355,000	
199	329,400	355,400	
200	329,800	355,800	
201		356,100	
202		356,500	
203		356,900	
204		357,300	
205		357,500	
206		357,900	
207		358,300	
208		358,700	
209		359,000	
210		359,400	
211		359,800	
212		360,200	
213		360,500	
214		360,900	
215		361,300	
216		361,600	
217		361,900	
218		362,300	
219		362,700	
220		363,100	
221		363,400	
222		363,800	
223		364,200	
224		364,600	
225		364,900	
226		365,200	
227		365,600	
228		366,000	
229		366,300	
230		366,700	
231		367,100	
232		367,500	
233		367,800	
234		368,200	
235		368,600	
236		369,000	
237		369,200	
238		369,600	
239		370,000	
240		370,400	
241		370,700	
242		371,100	
243		371,500	
244		371,900	
245		372,200	

246		372,600	
247		373,000	
248		373,300	
249		373,600	
250		374,000	
251		374,400	
252		374,800	
253		375,100	
254		375,500	
255		375,900	
256		376,300	
257		376,600	
258		377,000	
259		377,300	
260		377,700	
261		378,000	
262		378,400	
263		378,800	
264		379,200	
265		379,500	
266		379,900	
267		380,300	

備考 この表は、附則第4項の規定の適用を受ける職員で規則に定めるものに適用する。

理 由

平成２７年８月６日付け人事院勧告等を考慮し一般職の職員の給料及び勤勉手当の改定を行うとともに、これに合わせて議会の議員及び市長等の期末手当の改定を行うほか、地方公務員法の改正に伴い等級別基準職務表を定める等の所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。